

資料4

福島県文化振興基本計画(中間整理案)に対する意見等とその対応について

1 県民意見公募(パブリック・コメント)で寄せられた意見

<II 本県をとりまく現状と課題>

頁	行	該当する表記等	御意見等	対応案
1	5	1 「2 人口減少・超高齢社会の到来、過疎化の進行」に対する取組や対応、指標設定	現状と課題の「2人口減少・超高齢社会の到来、過疎化の進行」において、現状を分析している。 一方、15ページ以降の「施策の達成度を測る指標」において、現況値に対し9年後の令和12年度の目標値が、50%以上も大きくなっている項目がある。 人口が増えていく時代であれば、この目標設定は、理解できるが、人口減少が明らかな環境では、初めから“絵にかいた餅”であることを言外に表明しているのです。 当然予算は限られます。(この計画には記載されていない。) 県民に対して、現場のスタッフに対して納得できる目標と施策にするには、あえて項目を絞り込む作業が必要であると考えます。	来館者数などについては、現況値がコロナ禍の影響で平年より低い数値となっており、先ずは、コロナ禍前の水準への回復を目指しています。さらに実現可能な範囲での上積みを目指した目標値を設定しています。

<IV 推進施策 施策体系>

2		12頁以降の推進施策全般について	この基本計画案に記載された施策は県が担う必要があるのか、市町村が担当するほうが、より市民(即ち県民)に近く身近な施策、活動ができるのではないだろうか。 県は、市町村の自主性を尊重し、市町村は市民の自主的活動をサポートする。 この(中間整理案)を作成したスタッフ一人ひとりも、県民であり市民である個人だと思います。 個人としてこの(中間整理案)が納得できるものとなっているのでしょうか？ 今一度、自問自答して欲しいです。	10頁の「施策展開の視点」において、「県民一人一人が文化の担い手」、「多様で特色ある地域資源・文化施設をいかす」、「文化振興を地域の活性化にいかす」としているとおおり、文化振興は、県民一人一人の、あるいは、地域の自主的活動により、図られていくものであり、その活動等を促進していく役割を県や市町村が担っていくとの考えとなります。 県は広域自治体として、主に市町村域を超えた広域的にわたる文化活動等について、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として地域内の文化活動等について、それぞれ促進・推進しております。
---	--	------------------	---	---

<2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充>

3	16	15 県文化センター、県立美術館、県立博物館等の文化施設において、舞台芸術、音楽、美術、工芸品等の優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。	全国展の巡回展などの誘致などにより、全国レベルの工芸品、美術を鑑賞する機会の充実を図るべきです。	「優れた文化芸術」の鑑賞機会の充実には、身近なものから、全国レベル、世界レベルのものまで含めた趣旨としていますので、原案のままとします。
---	----	--	--	--

<4 伝統文化の継承及び発展>

4	20	28 会津塗や大堀相馬焼など地場産業の育成にもつながる産地固有の伝統工芸の技術・技法を次代へ継承していくため、伝統工芸技術の担い手育成や伝統産業への技術的支援、販路開拓支援を図ります。	会津本郷焼が抜けています。 歴史的経緯も明らかですので、無形文化財としての評価もすべきです。	御意見を踏まえて、地場産業の発展に寄与している伝統工芸として、会津本郷焼も追記します。
---	----	--	---	---

<6 文化活動を行う拠点の機能の充実>

5	25	13	県立文化施設について、「福島県公共施設総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、建物の長寿命化に向けて計画的に修繕を行うなどの対策を推進します。	県立博物館の展示施設は老朽化が激しいので、速やかな改修が必要です。また民間所有の文化財が流失しつつあるので、保存施設の増築が必要です。	原案のままとします。 県立文化施設につきましては、県公共施設総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき改修等の対策をしていくこととしております。
6	25	27	県民の利用促進を図るため、美術作品・資料等の収集と調査研究を計画的に推進し、デジタル技術を活用しながら魅力ある展示や講座等を行うとともに、各施設相互の連携を推進して学びの場の充実を図ります。	県内文化施設の連携だけでなく、全国の博物館、美術館などの文化施設との連携も必要です。	御意見を踏まえて、23～25行の表現を以下のとおり修正します。 「県立文化施設について、県内の文化施設の中核的機能を果たすため、効果的な文化情報の提供や職員の資質向上のための研修の実施、県内及び全国の文化施設相互間のネットワーク化など、県内外の文化施設との連携に努めます。」

<◆ 施策の達成度を測る指標一覧>

7	35	指標全般	施策の達成度を測るの9年後の数字だけですか？途中経過はどのように把握されますか。	指標については、毎年度その推移を確認し、施策・事業の有効性を評価することにより、計画の進行管理に活用していきます。
---	----	------	--	---

<その他>

		御意見等	対応案
8		文化振興について現時点での問題が把握されれば明日にでも解決できることがあるのではありませんか。	指標の進捗確認、文化振興審議会や各文化団体からの意見など、文化振興に関する課題の把握に努め、施策・事業の実施に反映させてまいります。

1 市町村、文化団体への意見照会

<Ⅱ 本県をとりまく現状と課題>

頁	行	該当する表記等	御意見等	対応案	意見種別	
1	5	11	…文化財の維持及び継承が困難となってきています。	「困難と」を「困難に」に修正	意見のとおり修正	文化団体照会
2	6	25	また、日頃の練習等も含めた活動の自粛を…	「日頃」を「日ごろ」に修正	公用文作成の要領等に基づき、漢字表記とします。原案のままとします。	文化団体照会
3	7	19	…生涯学習の機会を促進する	「る」を1字分左にずらす。	意見のとおり修正	文化団体照会

<Ⅲ 目指す文化の姿>

4	9	8	育む・つなぐ・創造の関係図	「育む」、「つなぐ」、「創造」の位置関係について「育む」、「つなぐ」⇒「創造」となっていますが、矢印を取り払うか、大きな枠の中に3つの視点をまとめるか、視点どうしが一方通行ではないような感想を持ちました。	ふくしまの文化を「育み」、「つなぐ」ことが文化の創造につながっていく趣旨を込めているため、原案のままとします。	市町村照会
---	---	---	---------------	--	---	-------

5	9	25	「ふくしまの文化」(文化の効果)の概念図	概念図について「基盤」が上段にあり、「目標」が下段にあるので、左から右に流れる図にはいかがでしょうか。	左から右に流れるレイアウトだと縦書きが多くなることなどから、本文の横書きと合わせるため原案の図のままとします。	市町村照会
---	---	----	----------------------	---	---	-------

<IV 推進施策 1 県民の文化活動の促進>

6	15	指標	福島県芸術祭参加行事数の目標値	福島県芸術祭の参加行事は、現計画では平成32年の目標が87から108と平成29年に上方修正されたが、実際には、令和2年の参加行事は38と減少している。一挙に135に目標値を上げるのは、毎年参加する団体が固定化し、既存の文化団体の多くが高齢化している中で現実的ではない。前計画の87もしくは修正値108とするべきである。	現況値がコロナ禍の影響でコロナ禍前より低い数値となっており、目標値については、コロナ禍前の状況に回復した上で、その後、さらに実現可能なレベルで上積みを目指す数値で設定しており、原案のままとします。	文化団体照会
---	----	----	-----------------	---	--	--------

<2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充>

7	16	15	県文化センター、県立美術館、県立博物館等の文化施設において、舞台芸術、音楽、美術、工芸品等の優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。	福島県文化センター条例上、文化センターは文化会館と歴史資料館で構成され、歴史資料館には文化会館と異なる役割がある。その役割を活かした文化振興の施策について記載の必要がある。	施策項目「6文化活動を行う拠点の機能の充実」(1)文化施設の機能の充実、連携の促進」において、歴史資料館の機能や役割を追加で記載(25頁36～38行)します。	文化団体照会
8	16	18	県文化センター、県立美術館、県立博物館、県文化財センター白河館等において、展示作品の解説やワークショップに加え、学校や公民館等に出向いて文化芸術の理解を深める出前講座の実施など、県民が身近に文化芸術に接する機会の拡充に努めます。	福島県文化センター条例上、文化センターは文化会館と歴史資料館で構成され、歴史資料館には文化会館と異なる役割がある。その役割を活かした文化振興の施策について記載の必要がある。	施策項目「6文化活動を行う拠点の機能の充実」(1)文化施設の機能の充実、連携の促進」において、歴史資料館の機能や役割を追加で記載(25頁36～38行)します。	文化団体照会
9	17	指標	県文化財センター白河館の入館者数 ※本指標が他にも掲載される21・26・34頁も同様	入館者数に館外利用者も加えることはできないか。	県総合計画、県総合教育計画と指標を合わせているため、原案のままとします。	文化団体照会
10	17	指標	県文化センター利用料金免除件数 ※本指標が他にも掲載される26・34頁も同様	県文化センター利用料金免除件数は指標として不適切と考えられるため、現計画の指標である「県文化センター総利用者数」と改めるべきである。 (1)指標は施策の達成度を測るものであり、この指標は「2芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充」の中にあるが、この項目の中に利用料金の免除の増加策がなく、つながりも不明である。 (2)文化センターは歴史資料館を含めた施設であり、文化会館の利用料金免除のみの指標では、施策の達成度が正しく反映されない。 (3)「利用料金免除」は県が主催・共催又は後援する行事に限られるが、それ以外の行事についても本県の文化振興に寄与する事業が多いため、免除件数のみをもって効果を測定することは不適当。	・県文化センターは、文化活動の場として広く県民等に利用されることが期待されており、利用しやすい環境づくりは、文化振興を図る上で「文化に接する機会の拡充」を始め、各種施策に関係するものと考えています。そのため、利用料金の免除は県民等の利用しやすさを示すものとして指標に選定したものです。 ・また、県では、専ら営利を目的とせず、県民を広く対象とする文化行事等について後援の承認を行い、広く県民が文化に触れ親しむ機会を支援しているところであり、利用料金の免除件数は、当該機会の支援につながる内容と考えております。 ・なお、利用料金の免除は、文化活動への支援でもあることから、施策「1 県民の文化活動の促進」の「(3)文化活動への支援の充実」に関する指標としても位置付けることにします。 ・総利用者数については、貸し館として催される催事の規模に左右されるものであり、規模の大小に関わらず、県民の文化活動に施設を供していくことも重要なため、目標値の設定は相応しくないものと今回整理しております。	文化団体照会

11	17	指標 声楽アンサンブルコンテスト全国大会のライブ配信視聴者数	声楽アンサンブルコンテスト全国大会のライブ配信視聴者数。同大会は春分の連休や中高生の春休みに開催されることから、直接福島に来られない全国の多くの声楽ファンや合唱部の生徒が見ることができ、大会のレベルを感じられる好機となりうる。P6では「対面によらず活動ができるインターネットを活用したオンライン配信などの取組が急速に拡大しています。」と記載されている。SNSで発信することにより、広報も廉価で簡易である。このため、視聴者数は、更に目標値を上げるべきである。	令和2年度の現況値は、コロナ禍の影響で一般来場者の受入を全て中止した際の視聴者数であり、一般来場者の受入再開に伴い、ライブ配信から来場に戻る動きにより視聴者数が減少する動きも見込んだ上で、新たな視聴者の増加を図っていくことで設定した目標値であり、現時点では妥当な数値と考えているため、原案のままとします。	文化団体照会
----	----	-----------------------------------	--	--	--------

<3 青少年の文化活動の促進>

12	18	18	…青少年が日頃から実践する…	「日頃」を「日ごろ」に修正	公用文作成の手引き等で漢字表記としているため、原案のままとします。	文化団体照会
13	18	24	青少年の感性や創造性を育むため、県文化センター、県立美術館、県立博物館、県文化財センター白河館において、芸術家や文化団体等と連携し、講習会、ワークショップ、フィールドワーク等の参加・体験型事業の充実を図ります。	福島県文化センター条例上、文化センターは文化会館と歴史資料館で構成され、歴史資料館には文化会館と異なる役割がある。その役割を活かした文化振興の施策について記載の必要がある。	施策項目「6文化活動を行う拠点の機能の充実」「(1)文化施設の機能の充実、連携の促進」において、歴史資料館の機能や役割を追加で記載(25頁36～38行)します。	文化団体照会

<4 伝統文化の継承及び発展>

14	20	14 ～ 39	「(1)伝統文化の継承と発展」の項目における記載全般	民俗芸能が主体に述べられているが、生活文化も含めた伝統文化に関する記述も必要である。生活に根差した伝統文化は、人と人、人と地域をつなぐ役割があり、記録を含めた保存や継承、発信を促進することも加えるべきである。	施策項目「5 生活文化の充実」で生活文化を独立して取り上げているところ、意見のとおり、生活文化には伝統文化的な側面も強くあることを踏まえ、当該項目の説明文において、生活文化の継承の必要性を追記します。	文化団体照会
15	21	9	文化財を、国、県及び市町村がそれぞれ重要文化財等として指定し、その保護・保存及び観光振興・地域振興などへの活用に努めます。	「重要文化財等として指定するとともに、科学的な知見も取り入れた保護・保存を促進し、観光振興・地域振興などへの活用に努めます。」に修正 ・将来重要文化財に指定されることが見込まれる遺物の発見が相次いでいるが、指定されるまでには時間も要する。また、近年の科学的な手法に基づいた知見や保存技術の活用も著しいことから、収蔵も含めた保護・保存を促進することが必要である。また、県としては、ノウハウがない市町村に対し、支援する役割もある。	意見のとおり修正	文化団体照会
16	21	21	様々な学習の機会において、文化財に関する学習を行い、保護の重要性などについて理解を促進します。	「ホームページやSNS、オンライン等を活用し、関係機関とも連携しながら、文化財に関する様々な学習の機会を提供し、文化財の意義、重要性について理解を促進します。」に修正 ・令和2年度のまほろんの入館者数は、11,249名であるが、館外利用者数は、11,871名となっている。関係機関との連携による相乗効果が期待されるとともにSNS利用者やオンライン活用も考慮すべき。	意見を踏まえて以下のとおり修正 「ホームページやSNS等を活用し、関係機関とも連携しながら、文化財に関する様々な学習の機会を提供し、文化財の意義、重要性について理解を促進します。」	文化団体照会

<5 生活文化の充実>

17	23	12	「(1)食文化の継承と振興」の項目	主に、「食育」や「環境への負荷」、「地産地消」について触れておりますが、本県の特徴である発酵の文化(醸造業:日本酒、味噌、醤油、麴など)を食文化として、少し触れてはいかがでしょうか。	意見を踏まえて、14~17行の記載を以下のとおり修正 「本県の豊かな風土に育まれた多様な農林水産物が、地域の郷土料理、発酵食品(味噌・醤油)など豊かな食文化を生み出しています。地域ごとの特色ある食文化を掘り起こして価値を見出し、継承していくとともに、ふくしま食育実践サポーターの派遣や学校給食を通じた食に関する学習、地域や学校等における食育を進めるなど、食文化の理解促進や継承に努めます。」	市町村照会
----	----	----	-------------------	---	--	-------

<6 文化活動を行う拠点の機能の充実>

18	25	32	県文化センターにおいて、チケットのインターネット販売や公衆無線LANの導入など利用者の利便性向上に取り組むとともに、「舞台技術ワークショップ」や高校生の文化活動の支援など、次代の福島県を担う人材育成を促進します。	財団が自主的に行う文化事業「舞台技術ワークショップ」は、今後の実施は未定であるため、個別の事業名の記載は避けていただきたい。 また、事業を指定する場合は、県事業として予算化をお願いしたい。	意見を踏まえて「舞台芸術ワークショップ」の記載を削除	文化団体照会
----	----	----	--	---	----------------------------	--------